

## 基礎疾患を有する方の新型コロナウィルスワクチン接種のお知らせ

基礎疾患を有する12～59歳の市民の方は、申請により優先的に接種券の送付を受けることができます。右の事由に該当される方で優先接種を希望される方は、郵送（または保健センター窓口に持参）、FAX、メールのいずれかの方法で申請書の提出をお願いします。なお、接種券発送は、60～64歳の方と同じ8月5日を予定しています。

【申込期間】 7月15日(木) まで

【申込先】

- 郵送 〒773-0001 小松島町字新港 9-10  
小松島市保健センター コロナワクチン担当宛
- FAX 38・7800
- E-mail: corona@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

【申請書の入手方法】

- ・市内各医療機関、市保健センター窓口
- ・市ホームページからダウンロード

【お問い合わせ先】

市保健センター  
☎ 32・3551（月～金 午前8時30分～午後5時15分） FAX 32・4145

- ①～⑭の状態、通院／入院している方
- ①慢性の呼吸器の病気
  - ②慢性の心臓病（高血圧を含む）
  - ③慢性の腎臓病
  - ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
  - ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
  - ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
  - ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がい等）
  - ⑪染色体異常
  - ⑫重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
  - ⑬睡眠時無呼吸症候群
  - ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）
- 
- ⑮基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外の世帯）

次の①もしくは②に該当する方に特別給付金が支給されます。

【支給対象者】

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度市民税均等割が非課税である方（申請不要）
- ②対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方（要申請）
  - ◆令和3年度分の市民税均等割が非課税である方
  - ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課

税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象になります

【支給金額】 対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。ひとり親世帯分給付金との重複はできません。

【提出期限】 令和4年2月28日（必着）

※所得がなく市民税が未申告の方は、申告が必要です。

申告の後市民税均等割が非課税となった場合は、給付の可能性がありますので、申請をしてください。

(注) 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります（遅れて確定申告を行った結果、市民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）  
☎ 32・2114 / FAX 32・3738  
Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp